

日医発第606号(年税32)

令和2年8月7日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男

(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の一般診療所（無床）等への
融資基準となる令和2年度診療所数調について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、別添の通り、一般診療所（無床）及び歯科診療所の融資基準となる令和2年度診療所数調を公表する旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 3 1 日

日 本 医 師 会 会 長 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部事業統括課

令和 2 年度診療所数調について

当機構の業務につき、平素から格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

一般診療所（無床）及び歯科診療所の融資基準となる標記調査結果につきましては、当機構ホームページ（下記参照）により過不足状況をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 3 0 日に借入申込書を受理するものに適用します。

また、今年度のご連絡が遅くなりましたこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

(1) 一般閲覧者用ページ

- 分かり易さを重視し、過不足状況を○×で表記。
- 「医療貸付事業」のトップページに、「診療所数過不足検索」としてリンクが貼られています。
- URL

<https://www.wam.go.jp/hp/guide-iryokashitsuke-iryokashitsuke-tabid-172/>

(2) 関係者用ページ

- 『(人口に基づく)基準数』、『(診療所の)現在数』、『過不足数(「基準数」－「現在数」)』を実数で表記。過不足の詳細を確認したい場合は、本ページを参照してください。
- リンク設定していませんので、URLを直接入力いただく必要があります。
- URL
<https://www.wam.go.jp/hp/guide-iryokashitsuke-tabid-2457/>

- ※ 「在宅療養支援(歯科)診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」については、診療所充足地域においても新築資金のご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師が、医師少数区域等において開設する際の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。